

## 「辺野古新基地 沖縄県“敗訴”の判決に怒り」 2016年10月11日

『週刊金曜日』の10月7日号に上記のタイトルで、私の下記の投書が掲載された。

辺野古新基地建設に関し、翁長雄志沖縄県知事が埋め立て承認の取り消し撤回に応じないのは違法だと国が沖縄県を訴えた裁判の判決が、16日、福岡高裁那覇支部で、多見谷寿郎裁判長から出された。判決の骨子は下記の点である。普天間飛行場の危険除去のためには、辺野古への移設以外にはなく、埋め立ての必要性がある。埋め立て承認における環境保全対策は十分である。仲井眞弘多前知事の承認に裁量権の逸脱は認められず、取り消した翁長知事の処分は違法である。翁長知事が国の是正指示に従わなかったのは不作為による違法に当たる……。国の主張を全面的に支持した判決で、菅義偉官房長官は「世界一危険と言われる普天間の危険を除去し、固定化を避け、日米同盟による抑止力（を維持する）。裁判所は、国の主張と同じだと思っている」とコメントをした。翁長知事は「県民の気持ちを踏みにじる、あまりにも偏った判断だ。失望している」「三権分立という意味でも相当な禍根を残す」と激しく批判し、「沖縄県民のより大きい反発と結束が出てくる」とも述べている。沖縄県民を切り捨てたような判決で、「まだ押し付けるか」と怒り心頭である。

1996年に橋本龍太郎元首相とクリントン元大統領の間で普天間基地の全面返還が合意された。普天間基地は住宅地の真ん中にあり、騒音被害も大変なものである。「世界一危険な飛行場」と形容したのはラムズフェルド米国元国防長官で、旧式の基地を捨て最新鋭の基地を作りたい意図で使った言葉である。

米軍基地は敗戦後の米国施政権下に住民の意思を無視し、「銃剣とブルドーザー」で強引に作ったもので、朝鮮戦争、ことにベトナム戦争では、基地から爆撃機が飛び立ち、両国の民衆を殺傷していた。過酷な沖縄戦を体験した県民は殺傷に加担したという痛みを抱いている。仲井眞弘多前知事は辺野古新基地建設反対を公約にして当選したが、「いい正月が迎えられる」と埋め立てを承認した。その後2014年の選挙で翁長知事が当選し、今年7月の参議院選挙では、沖縄北方担当相の島尻安伊子氏に約10万票の大差をつけ、伊波洋一氏が当選した。その他、諸々の選挙でも民意を明らかに示した。国の防衛、外交問題は政府の専管事項（専権事項と呼ぶ議員もいる）であるから、地方自治体は文句を言わずに聞けと傲慢である。憲法95条の[特別法の住民投票]は下記のように規定している。「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」

沖縄県民に多大な犠牲を強いる差別の下で、日本の安全を保障する構造に「否」、民主主義を守るためにも、政府の暴走を止めなければならない。

参議院選挙の翌日から、最新鋭の米軍ヘリパッド建設工事を強行した。ヘリパッドは海から上陸した兵士がオスプレイに連動する訓練基地である。基地は、人口約150人の「高江」を取り囲んでいる。住民たちは爆音と低周波と墜落の危険に晒される。政府は国民の暮らしと平和を守ると言うが、高江の住民の暮らしは破壊される。住民と支援者たちは建設に反対しスクラムを組んでいるが、本土から来た応援機動隊に暴力的に排除されている。排除された人々は狭い所に押し込まれ、炎天下、飲み物の補給も許されず、トイレにも行けない。こんな理不尽があっただろうか。